

○国土交通省告示第四百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二のの規定に基づき、防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第一百四十五条において読み替えて準用する同令第一百二十五条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの
- 二 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが〇・八ミリメートル以上のもので、網入りガラス（網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第五号において同じ。）を用いたものを含む。

三 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの

四 土蔵造のもの

五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの

- イ 網入りガラスを用いたもの
 - ロ 次に掲げる基準に適合するもの
- (1) はめごころし戸であること。

改正前

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九百九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第一百四十五条において読み替えて準用する同令第一百二十五条第十五項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものとする。

二 次のイからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

- イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの
 - ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの
 - ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの
 - ニ 鉄及び網入りガラスで造られたもの
 - ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせつこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
- 三 前号イ又はニに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

(新設)

(新設)

-
- (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
- (i) 耐熱強化ガラス（厚さが六・五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇五であるものに限る。以下同じ。）
 - (iii) 複層ガラス（屋外側のガラスが耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）であるものに限る。以下この号において同じ。）
- (3) 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
- (i) 耐熱強化ガラス 幅が七百ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が千ミリメートル以上二千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの
- (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠に堅固に取り付けること。
-

-
- 六
- (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。
 - (iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。以下同じ。）を設置すること。
 - (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ（以下「かかり代長さ」という。）を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。
 - (v) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル
 - (vi) 耐熱強化ガラス 十三ミリメートル
- (5) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
- (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）
 - (ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。）
- 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂（無可塑ポリ塩化ビニルに限る。次号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するものはめごろし戸であること。
- ロ 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。
- (1) 網入りガラス
 - (2) 耐熱結晶化ガラス
 - (3) 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。以下この号において同じ。）
 - ハ 次に掲げるガラスの種類（複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類）に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。
-

（新設）

-
- 七||
- イ (2) 加熱膨張材
枠を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するものはめごろし戸であること。
- ロ 複層ガラス（屋外側のガラスが網入りガラスであり、かつ、屋
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。
- (1) シーリング材（取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。）又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）
- (i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル
- (ii) 複層ガラス 十二ミリメートル
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。
- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあつては、取付部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られた縦枠に三百五十ミリメートル以下の間隔で千百ミリメートルにつき三箇所以上固定すること。
- (3) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。
- (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあつては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあつては二ミリメートル以上とすること。
-

（新設）

内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ 幅が八百ミリメートル以下で高さが千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 枠の内部に補強材（鉄材又は鋼材で造られたものであって、厚さが一・六ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。）を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定すること。

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に二百ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(5) かなり代長さを十一ミリメートル以上とすること。

ヘ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) グレイジングガセットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

八

枠（見付寸法が四十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が

七十ミリメートル以上であるものに限る。）を木材（気乾比重が〇

・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り

、かつ、次に掲げる基準に適合するもの

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラスが用いられたものであること。

ハ 幅が千五百ミリメートル以下で高さが千五百五十ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

（新設）

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。

(3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十二ミリメートル以上のねじにより枠に百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。

(5) かり代長さを十三ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) グレージングガスケットで難燃性を有するもの（塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

九 骨組を防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが一

・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの

十 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの

第二 第一第二号、第五号又は第六号（枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。）のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。）がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第三 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくりとし、

（新設）

四 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたものとする。

（新設）

第二 第一に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する

又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合）に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）</p> <p>二 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ(2)(イ)に規定する構造としたもの</p> <p>三 骨組を鉄材又は鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張ったもの</p> <p>四 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが一・五ミリメートル以上のもの</p> <p>五 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもので、厚さが三・五センチメートル以上のもの</p> <p>六 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上のもの</p> <p>七 建築基準法施行令第百九条第二項の規定により同条第一項の防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するもので、防</p>	<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの（建築基準法施行令第百九条の五第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合）に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。）とすること。</p> <p>二 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第三号リ(2)(イ)に規定する構造とすること。</p> <p>三 次のイからニまでのいずれかに該当する構造とすること。 イ 骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが〇・五ミリメートル以上の鉄板を張った防火戸 ロ 鉄製で鉄板の厚さが一・五ミリメートル以上の防火戸又は防火ダンパー ハ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル以上の戸 ニ 土蔵造で厚さが十五センチメートル以上の防火戸</p> <p>四 前号イ又はロに該当するものは、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合）においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。</p> <p>（新設） （新設） 五 建築基準法施行令第百九条第二項に規定する防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するものにあつては、防火構造</p>

火構造としたもの

八 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網

第二 第一第三号又は第四号のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分（当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む。）がある場合には、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。

第三 防火戸（第一第七号又は第八号のいずれかに該当するものを除く。）が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

とすること。

六 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火覆い又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網とすること。

（新設）

第二 第一（第五号及び第六号を除く。）に定めるもののほか、防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。

3 壁等の加熱面以外の面で防火上支障がないものを定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 壁等を構成する防火設備の面で、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定防火設備（平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定めるものに限る。）のうち、骨組を鉄材若しくは鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが一メートル以上の鉄板若しくは鋼材を張ったもの又は鉄材若しくは鋼材で造られたもので、鉄板若しくは鋼板の厚さが一・八メートル以上のものであること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 耐力壁である間仕切壁及び防火設備により区画する場合又は間仕切壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 壁等を構成する防火設備の面で、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ 防火設備が次の(1)又は(2)に該当するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定防火設備（平成十二年建設省告示第千三百六十九号に定めるものに限る。）のうち、骨組を鉄製とし、両面にそれぞれ厚さが一メートル以上の鉄板を張った防火戸又は鉄製で鉄板の厚さが一・八メートル以上の防火戸であること（火災継続予測時間が九十分間以下である場合に限る。）</p> <p>ロ (略)</p> <p>二 (略)</p>